

別記様式第1号(第四関係)

やまむろちく かっせいかけいかく  
山室地区 活性化計画

しがけん まいばらし  
滋賀県・米原市

平成21年 2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山室地区活性化計画						
都道府県名	滋賀県	市町村名	米原市	地区名(※1)	山室地区	計画期間(※2)	平成21～22年度

**目 標** : (※3)  
 農業生産の基盤である農業用排水施設等の整備保全により生産性の向上などの条件を整備し、農業経営の安定化および優良農地を確保することで、定住による地域の活性化を図り、加速が懸念される地区の人口減少率について、現在の年5%(平成12年～17年の5ヶ年間の国勢調査による)での維持を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

米原市は滋賀県の東北部に位置し、北側および東側は岐阜県揖斐川町、関ヶ原町、西側は長浜市、南側は彦根市、多賀町に接しており、面積は250.46km<sup>2</sup>で滋賀県の全土の6.2%を占めている。日本百名山のひとつである伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ琵琶湖に注いでいる。米原市は、水と緑に包まれた自然豊かな地域であり、農業面においても源流域の山間農地から、中流域の盆地、下流域の平地農業が行われている。気候は、日本海型気候で年間平均気温は14.5℃、降水量1,801mmであり、湖岸部は年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候であるのに対して、中山間部は1m前後の積雪があるなど気候的に変化に富んだ地域である。

山室地区は市のほぼ中央で横山の稜線付近に位置している。粘質土の水田地帯であり、県営ほ場整備事業や菅江川改修およびため池改修などにより用水確保に努めつつ、営農組合による農業の効率化を図っている地区である。

### 現状と課題

計画区域内の農業用排水施設は、河川水・ため池・反復水に加えて、県営黒田川地区ほ場整備事業により造成された2箇所の揚水機(河川水1箇所、地下水1箇所)により灌漑を行ってきたが、年々地下水ポンプの揚水量が低下し、近年では、水位低下に伴い利用不可能な状況が続き地域農業に支障をきたしており、普通河川からの揚水を行い、徹底した番水を行いながらブロック別の灌漑を行っている。

しかし、地区の人口減少率が0から5%に増加しており、このままでは更に減少率が大きくなる危険性があることから、番水などにかかる人件費を削減するなどし営農組合の経営を安定化させ優良農地を確保することが必要である。

### 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み計画区域内農家の農業への活力が低下する中ではあるが、営農組合による農業生産を継続していくために、農業用排水施設(揚水機)の整備を行い、安定的に農業用水が供給される優良農地の確保に努め、地区内の農家が営農組合員として定住できる魅力ある地域づくりを目指す。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
米原市	山室地区	基盤整備(農業用排水施設)	米原市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

山室地区(滋賀県 米原市)	区域面積 (※2)	49.3ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係:  当地区における農地面積は82%(農地面積40.2ha/地区面積49.3ha)と高く、農林漁業従事者数の割合も13%(農林漁業従事者数22人/全就業者人口166人)【平成17年国勢調査】であり、典型的な農村である。		
②法第3条第2号関係:  当地区では継続的に農業が営まれているが、人口は減少(平成12年 324人→平成17年 306人で約5%減【国勢調査より】)しており、農業用水施設の整備による農業経営の安定化を図り、定住を促進することが農村の活性化に有効である。		
③法第3条第3号関係:  当該区域は、北、西、南を山で囲まれていて近隣集落との距離も約1kmある農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間終了後5年目の国勢調査(平成27年10月)を用いて定住状況について検証を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。